

埼玉県入札参加停止措置業者一覧表(工事・物品)

令和8年5月3日現在

業者名	登録名簿	許可番号 (工事)	業者番号 (物品)	所在地	入札参加停止期間	入札参加停止の理由
株式会社トーニチコンサルタント	工事 物品	-	0000011855	東京都 渋谷区	令和8年1月14日 ~ 令和8年5月13日 4か月	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
日本交通技術株式会社	工事	-	-	東京都 台東区	令和8年1月14日 ~ 令和8年5月13日 4か月	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
大日コンサルタント株式会社	工事	-	-	岐阜県 岐阜市	令和8年1月14日 ~ 令和8年5月13日 4か月	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
株式会社大林組	工事	00-003000	-	東京都 港区	令和8年4月22日 ~ 令和8年5月21日 1か月	当該業者は、同者を含む共同企業体が受注した工事に関連して発生した作業員の労働災害について、令和6年12月25日、労働基準監督署の立ち入り検査の際、虚偽の陳述を行った。 これにより、令和8年3月17日、当該業者及び当該業者使用人が起訴され、令和8年3月24日、労働安全衛生法違反を理由として横浜簡易裁判所から罰金の略式命令を受けた。 以上のことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
株式会社クリーン工房	工事 物品	-	0000002262	さいたま市	令和8年4月22日 ~ 令和8年7月21日 3か月	当該業者の代表取締役(当時)は、令和8年2月1日執行の川口市長選挙に際し、自身が選挙運動者を務めていた候補者に投票することに対する報酬として、同選挙の選挙人に現金を供与した。 これにより、令和8年3月27日、当該業者の代表取締役(当時)は起訴され、同日、公職選挙法違反を理由としてさいたま簡易裁判所から罰金の略式命令を受けた。 以上のことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
株式会社東日本宇佐美	物品	-	0000017225	さいたま市	令和8年4月30日 ~ 令和8年10月29日 6か月	公正取引委員会が、軽油販売業者による価格カルテル事件について犯則調査を行ってきたところ、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して、同法第74条第1項の規定に基づき、令和8年4月17日、検事総長に告発したため。